

## ❖一時保育について❖

常設保育所において一時保育を行っています。利用を希望される方は、利用する3日前までに保健福祉センター（32-2000）か、常設保育所（32-2242）にお申し込みください。

保護者が次のようなときに利用できます。

仕事や職業訓練、就労などにより、断続的に保育が必要なとき  
 傷病、入院、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭などにより  
 保育が必要なとき  
 育児に伴う心理的・身体的負担を解消するために保育が必要なとき



対象児童	満1歳から小学校就学前の集団保育が可能な児童
利用できる日	月曜日から土曜日まで （祝祭日・年末年始など、保育所の休所日をのぞきます。）
保育時間	午前8時～午後4時まで
利用料金	・3歳未満 2,200円/日 ・3歳以上 2,000円/日
申請に必要なもの	・印鑑 ・母子手帳（初めて利用するときのみ）
その他	・利用は1日単位です。半日・時間単位は実施していません。 ・緊急の場合には、口頭でも受け付けます。

## 都市女性農村生活体験実習生を受け入れてみませんか？

## ❖農家のみなさまへ❖

事業の目的は定住促進対策の一環として、農村生活体験をとおして、実習生の受け入れ農家や地域のイベント等で町民の方々とのふれあい・交流を大切にさせていただき、ひとりでも多くの実習生が農業を基幹とする和寒町を理解し、将来はこの町に住んでいただければとの考えではじめたものです。



これまで67名の方が体験に来町され、その内14名が引き続き本町に在住を希望され、うち11名が地元の青年と縁があって結婚されております。毎年実習生も真剣に農業体験に取り組んでいます。

### 実習生の待遇等

実習生は、OL等の方で農業経験が無い人や経験の少ない人が主になるので、充分配慮した中で体験をさせて下さい。

実習時間は、原則として午前8時から午後5時までの間をお願いします。

実習手当は、1日1,000円を負担願います。

実習生の送迎は、実習時間を配慮し受入農家で対応してください。

実習期間は6月から10月末までの5ヶ月間です。

詳しくは農業委員会事務局（32-2421）までお問い合わせ下さい。



## ❖ドライバーのみなさんへ❖

### 「新入学期の交通安全運動」

4月5日（木）から14日（土）までの10日間、全道一斉に運動が展開されます。この期間は、特に新入学生児童が希望をもって学校に通い始める時期でもありますので、運転者のみなさんは、子供達の予測のできない動きにも対応できる、余裕のある運転を心掛けて下さい。

また、家庭においても交通安全について話題にするなどして、事故に遭わない、起こさないようにしましょう。

交通事故は、ドライバー一人ひとりの注意があれば、防げることだと思います。

この運動を契機に通年を通して交通事故防止と安全運転にご協力をお願い致します。



平成19年4月から「地域活動支援センター」として土別市の「社会福祉法人 道北センター福祉会」を土別市・剣淵町とともに指定しましたので、ぜひご利用下さい。

## ❖地域活動支援センター を利用してみませんか？❖

対象者：心や体に障がいをお持ちの方

介護保険のサービスを利用できる方は対象となりません。

利用料：無料 食費は自己負担

通所方法：各自、自家用車もしくは公共交通機関等を利用。 交通費は一部助成

利用方法：町で利用の可否と利用限度日数を認定し、事業所へ利用登録の上、各利用者のご都合に合わせ、ご利用いただきます。

利用方法：利用を希望される方は、保健福祉課福祉係（32-2000）にご連絡下さい。



「地域活動支援センター」は、レクリエーション・野外活動・手工芸・創作活動・軽い生産活動・生活マナーの取得などを行う障がい者のためのデイサービスです。

## ❖国保に加入している方へ❖

70歳未満の国保加入者の方の入院した時の医療機関での窓口負担が、軽減されます。



これまで、70歳未満の方が入院した場合、自己負担額（3割又は2割）を全額負担し、あとから国保窓口申請することで、限度額を超えた分を高額療養費として払い戻されておりましたが、平成19年4月からは、「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することで、入院時の窓口での支払が限度額までとなります。この「限度額適用認定証」は、入院する前に国保窓口（役場1階 住民課 保険医療係）に申請することで、交付されます。申請はご家族どなたでも構いません。入院される場合は、負担額を軽減するためにも、申請を忘れないようにして下さい。

尚、医療費の自己負担限度は所得区分に応じて違いますので、詳しくは役場保険医療係にお問い合わせ下さい。

また、70歳以上の方については、平成14年度からすでに実施しております。入院前に国保窓口申請し、負担の軽減を図ってください。

出産に係る医療費をあなたに代わって医療機関に支払う代理制度が創設されました。

これまで、出産育児一時金（35万円）については、出生届けを提出した時に、お祝い金として直接お渡ししていたものを、事前の申請により、出産の為に医療費の35万円までの費用を、あなたに変わって病院が受け取る制度が導入されました。

これは、今まで直接本人が受け取っていた出産育児一時金を、病院があなたに変わって代理受領することで、医療機関の窓口での負担を軽減するための措置です。

具体的には、病院から出産費用40万円の請求があった場合、事前に国保係に申請しておけば、35万円は国保係から病院に支払われますので、あなたは5万円だけ病院の窓口で支払えば良い事になります。

後で受け取るか、先に受け取るかの違いとは言え、いったん高額な費用を工面するのは大変です。事前の申請で、35万円までは工面できます。

出産を控えた国保に加入されている方は、役場1階住民課 保険医療係までご相談下さい。

